

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 13 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の（六）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」（平成 15 年 10 月 17 日付け輸入注意事項 15 第 42 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「輸入公表三の七の（六）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の（六）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」（平成 15 年 10 月 17 日付け輸入注意事項 15 第 42 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

「輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規定新旧対照表(傍線部分が改正部分)
 ○輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について(平成15.09.12貿易第2号・輸入注意事項15第42号)

改正後	現行
<p>2 提出書類</p> <p>(1) 別紙様式による確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・2通</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・2通</p> <p>(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 提出先</p> <p>(1) はく製及び加工品 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(野生動植物貿易審査班)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 提出書類</p> <p>(1) ① 別紙様式1による確認申請書(②に掲げる場合を除く。)・・・・・・・・・・2通</p> <p>② 移動動物園、サーカス、動物展、植物展、その他移動する展示会(以下「サーカス・動植物展等」という。)のためにワシントン条約第7条第7項の規定により輸入する場合は別紙様式2による確認申請書・・・・・・・・・・2通</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し((1)②に係る申請であつて、ワシントン条約第7条第7項(a)の規定に基づき輸出の管理当局に登録されたものであることを証明する書類(輸出する国又は地域の管理当局が発行したものに限る。以下「移動展示証明書」という。)により輸出許可書を代用する場合は、移動展示証明書原本の写し)・・・・・・・・・・2通</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 上記(1)～(4)に加え、(1)②に係る申請の場合は以下の書類</p> <p>① サーカス・動植物展等の内容を説明する書類及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等・・・・・・・・・・・・・・・・・・2通</p> <p>② サーカス・動植物展等の主催者から委託を受けた者には、委託を受けたことを証する書類の原本及び写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・2通</p> <p>③ 生きているものを輸入しようとする者には、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類(様式任意、図面及び写真を含む。また、当該設備について法令(地方自治体の条例を含む。)上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること)・・・・・・・・・・1通</p> <p>3 提出先</p> <p>(1) はく製及び加工品並びにサーカス動植物展等のためにワシントン条約第7条第7項の規定により輸入するもの 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(野生動植物貿易審査班)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 その他</p> <p>サーカス・動植物展等のためにワシントン条約第7条第7項の規定により輸入</p>

する場合であって、確認書に記載された事項が変更された場合又は変更することが明らかなる場合は、以下により、当該確認の内容変更を行って下さい。

- (1) 提出内容
 - ① 内容変更確認申請書 (別紙様式3) 2通
 - ② 当該内容変更に係る理由書 (A4判、様式任意) 1通
 - ③ 内容変更を行うとす確認書の原本及び写し 1通
 - ④ 内容変更を立証する書類 1通
 - ⑤ その他必要がある場合には、①～④に掲げる書類以外の書類
- (2) 提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 (野生動植物貿易審査班)

[別紙様式1]
(略)

(削る)

(削る)

[別紙様式1]
(略)

[別紙様式2]
(略)

[別紙様式3]
(略)

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 14 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の（七）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」（平成 15 年 10 月 17 日付け輸入注意事項 15 第 43 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「輸入公表三の七の（七）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「「輸入公表三の七の（七）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」（平成 15 年 10 月 17 日付け輸入注意事項 15 第 43 号）」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

「輸入公表三の七の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規定新旧対照表(傍線部分が改正部分)
○輸入公表三の七の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について(平成15.09.12貿易第2号・輸入注意事項15第43号)

現 行	改 正 後
<p>2 提出書類</p> <p>(1) ① 別紙様式1による確認申請書(②に掲げる場合を除く).....2通 ② 移動動物園、サーカス、動物展、植物展、その他移動する展示会(以下「サーカス・動物展等」という。)のためにワシントン条約第7条第7項の規定により輸入する場合は別紙様式2による確認申請書.....2通 (略)</p> <p>(3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し((1)②に係る申請であつて、ワシントン条約第7条第7項(a)の規定に基づき輸出の管理当局に登録されたものであることを証明する書類(輸出する国又は地域の管理当局が発行したものに限る。以下「移動展示証明書」という。)により輸出許可書を代用する場合は、移動展示証明書原本の写し).....2通</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 上記(1)～(4)に加え、(1)②に係る申請の場合は以下の書類</p> <p>① サーカス・動物展等の内容を説明する書類及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等.....2通</p> <p>② サーカス・動物展等の主催者から委託を受けた者にあつては、委託を受けていることを証する書類の原本及び写し.....2通</p> <p>③ 生きているものを輸入しようとする者にあつては、これを收容し、その世話をすため適当な設備を有していることを説明する書類(様式任意、図面及び写真を含む。また、当該設備について法令(地方自治体の条例を含む。)上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること).....1通</p> <p>3 提出先</p> <p>(1) サーカス・動物展等のためにワシントン条約第7条第7項の規定により輸入するもの 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課(野生動物植物貿易審査班)</p> <p>(2) (1)以外のもの 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課(野生動物植物貿易審査班)及び経済産業省貿易管理課農水産室(野生動物植物貿易班)並びに沖繩総合事務所の各輸入担当課</p>	<p>2 提出書類</p> <p>(1) 別紙様式1による確認申請書.....2通</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し.....2通</p> <p>(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 提出先</p> <p>貿易経済協力局貿易管理課農水産室(野生動物植物貿易班)及び経済産業局、通商事務所並びに沖繩総合事務所の各輸入担当課</p>

(削る)

5 その他

サーカス・動植物展等のためにワシントン条約第7条第7項の規定により輸入する場合であつて、確認書に記載された事項が変更された場合又は変更することが明らかなる場合は、以下により、当該確認の内容変更を行つて下さい。

(1) 提出内容

- ① 内容変更確認申請書 (別紙様式3) 2通
 - ② 当該内容変更に係る理由書 (A4判、様式任意) 1通
 - ③ 内容変更を行おうとする確認書の原本及び写し 1通
 - ④ 内容変更を立証する書類 1通
 - ⑤ その他必要がある場合には、①～④に掲げる書類以外の書類
- (2) 提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 (野生動植物貿易審査班)

[別紙様式]
(略)

[別紙様式1]
(略)

(削る)

[別紙様式2]
(略)

(削る)

[別紙様式3]
(略)

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸出注意事項 1 2 第 2 4 号
輸入注意事項 1 9 第 1 5 号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成 1 2 年 4 月 3 日付け輸出注意事項 1 2 第 2 4 号・輸入注意事項 1 2 第 2 6 号)の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成 1 2 年 4 月 3 日付け輸出注意事項 1 2 第 2 4 号・輸入注意事項 1 2 第 2 6 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規定新旧対照表（傍線部分が改正部分）
○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成12.03.22貿易第7号・輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号）

改正後						現行							
本文（略）						本文（略）							
別表第1～別表第12（略）						別表第1～別表第12（略）							
別表第13 輸入承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達5(1)②及び④関係）						別表第13 輸入承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達5(1)②及び④関係）							
申請項目	注1	桁数	注2	属性	注3	必須の別	注4	備考	注5	備	注6	繰返回数	注7
申請者区分		1	英数字	●	1:本人	●	1:本人						
申請者コード		8	英数字	●	注7	●	注7						
申請者名称		60	日本語	○		○							
担当者部署名		40	日本語	●	注8	●	注8						
担当者氏名		30	日本語	●		●							
担当者電話番号		20	英数字	●	数字と「/」のみのみ可	●	数字と「/」のみのみ可						
二の二号承認品目コード		4	英数字	○	別紙7（品目コード表）	○							
申請窓口コード		3	英数字	●	別紙1（部署コード表）	●	別紙1（部署コード表）						
追加申請種類コード		2	英数字	○	S2:委託輸入委託, S3:割当後2号承認 注9	○	S2:委託輸入委託, S3:割当後2号承認 注9						
輸出許可書番号		30	英数字	○		○							
申請明細 関税率表の番号等		15	英数字	●		●						7	
申請明細 商品名		198	日本語	●		●							
申請明細 型及び銘柄		70	英数字	○		○							
申請明細 原産地		2	英数字	●	別紙3（国コード表）	●	別紙3（国コード表）					5	
申請明細 船積地域		2	英数字	●	別紙3（国コード表）	●	別紙3（国コード表）					5	
申請明細（船積港）		30	英数字	○	注10	○	注10						

申請明細 数量	1 5	数字	○ 整数部1 2桁、小数部3桁 注1 1
申請明細 単位 (数量用)	1 0	日本語	○ 別紙4 (単位コード表)
申請明細 金額	1 5	数字	○ 整数部1 3桁 小数部2桁 注1 1
申請明細 単位 (金額用)	3	英数字	○ 別紙5 (通過コード表)
貿易条件	3	英数字	○ 別紙6 (建値コード表)
申請明細 備考	8 0 0	日本語	○
輸入割当証明書の番号	2 5	英数字	○
発給希望の有無	1	英数字	● 0 : 無 1 : 有
添付資料ファイル名	1 3	英数字	○ 注1 2
添付資料タイトル	4 0	日本語	○

(入力注意事項) (略)

別表第1 4 ~ 別表第4 6 (略)

別紙1 ・ 別紙2 (略)

別紙3 国コード表

国コード	国	名
(略)		
MD	MOLDOVA	
ME	MONTENEGRO	
MG	MADACASCAR	
(略)		
RO	ROMANIA	
RS	SERBIA	
RU	RUSSIA	

申請明細 数量	1 5	数字	○ 整数部1 2桁、小数部3桁 注1 1
申請明細 単位 (数量用)	1 0	日本語	○ 別紙4 (単位コード表)
申請明細 金額	1 5	数字	○ 整数部1 3桁 小数部2桁 注1 1
申請明細 単位 (金額用)	3	英数字	○ 別紙5 (通過コード表)
貿易条件	3	英数字	○ 別紙6 (建値コード表)
申請明細 備考	8 0 0	日本語	○
輸入割当証明書の番号	2 5	英数字	● 0 : 無 1 : 有
発給希望の有無	1	英数字	○ 注1 2
添付資料ファイル名	1 3	英数字	○ 注1 2
添付資料タイトル	4 0	日本語	○

(入力注意事項) (略)

別表第1 4 ~ 別表第4 6 (略)

別紙1 ・ 別紙2 (略)

別紙3 国コード表

国コード	国	名
(略)		
MD	MOLDOVA	
MG	MADACASCAR	
(略)		
RO	ROMANIA	
RU	RUSSIA	
(略)		

(略)	(略)
YT	MAYOTTE
ZA	R. OF SOUTHAFRICA

別紙4～別紙6 (略)

別紙7 品目コード表

<貿易経済協力局農水産室割当品目>

品目	品目コード
ぶり・さんま・貝柱及び煮干し	GF
たら	CO
いわし	SA
たらの卵	PR
いか	CS
干しのみ	SDL
無糖の味付けのみ	SL
のりの調製品 (無糖の味付けのりを除く。)	LP
ばら干しのおおのり及びびひとえぐさ	GL
ほたて貝	SP
あじ	HM
さば	MA
水産物	KF
すけそうだら	AP
こんぶ	ST
太平洋種にしん	PH
にしん (太平洋種にしんを除く。)	AH
干しするめ	DCS

YT	MAYOTTE
YU	SERBIA AND MONTENEGRO
ZA	R. OF SOUTHAFRICA

別紙4～別紙6 (略)

別紙7 品目コード表

<貿易経済協力局農水産室割当品目>

品目	品目コード
ぶり・さんま・貝柱及び煮干し	GF
たら	CO
いわし	SA
たらの卵	PR
いか	CS
干しのみ	SDL
無糖の味付けのみ	SL
のりの調製品 (無糖の味付けのりを除く。)	LP
ばら干しのおおのり及びびひとえぐさ	GL
ほたて貝	SP
あじ	HM
さば	MA
水産物	KF
すけそうだら	AP
こんぶ	ST
太平洋種にしん	PH
にしん (太平洋種にしんを除く。)	AH
干しするめ	DCS

こんぶ調製品	STP
--------	-----

<貿易経済協力局貿易審査課割当品目>

品目	品目コード
HCFC	HCFC
臭化メチル	MB
CFC	CFC

こんぶ調製品	STP
ワシントン条約動物植物及びその派生物 (はく製及び加工品を除いたもの)	WCS2
口蹄疫ワクチン	LV

<貿易経済協力局貿易審査課割当品目>

品目	品目コード
ワシントン条約動物植物及びその派生物 (はく製及び加工品)	WCS1
機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び付属品	M
医薬品	ME
火薬類	PLO
HCFC	HCFC
臭化メチル	MB
CFC	CFC
化学品等	CH
原子力関連貨物	AET

<輸入二号承認品目>

品目	品目コード
輸入公表三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品 (本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの (外国の港湾内で船積みされたものを除く。) 及び一の表の第2に掲げるものを除く。以下同じ。)	TA01
大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろ	TA02
輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろ	TA25
ボリビア及びブルンジを原産地とするめばちまぐろ及びその調製品	TA22
中国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするさけ及び並びにこれらの調製品	TA03
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海棲哺乳動物及びその調製品	TA04
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする魚、甲殻類その他の水棲動物及びこれら	TA05

<輸入二号承認品目>

品目	品目コード
輸入公表三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品 (本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの (外国の港湾内で船積みされたものを除く。) 及び一の表の第2に掲げるものを除く。以下同じ。)	TA01
大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろ	TA02
輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろ	TA25
ボリビア及びブルンジを原産地とするめばちまぐろ及びその調製品	TA22
中国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするさけ及び並びにこれらの調製品	TA03
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海棲哺乳動物及びその調製品	TA04
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする魚、甲殻類その他の水棲動物及びこれら	TA05

の調製品	の調製品	品目コード
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする動物性生産品（海棲動物、魚、甲殻類及び軟体動物に係るものに限る。）	本邦の区域に属さない海面を船積地域とする動物性生産品（海棲動物、魚、甲殻類及び軟体動物に係るものに限る。）	TA06
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海藻及びその調製品	本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海藻及びその調製品	TA07
輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物（同二の第1の表中同三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域に掲げるものを除く。）及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。）並びに同三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物及び植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物（同二の第1の表中同三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域に掲げるものを除く。）及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。）並びに同三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物及び植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	TA16
輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品	輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品	TA17
全ての国又は地域（台湾を除く）を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規程に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	全ての国又は地域（台湾を除く）を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規程に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	TA18
台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	TA26
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物（同条第4項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物（同条第4項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）	TA19
全ての国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質	全ての国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質	TA20
ダイヤモンド（関税率法（明治43年法律第54号）別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、リベリア及びコートジボワールを原産地又は船積地域とするもの及び輸入公表三の8の手続により輸入されるものを除く。）	ダイヤモンド（関税率法（明治43年法律第54号）別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、リベリア及びコートジボワールを原産地又は船積地域とするもの及び輸入公表三の8の手続により輸入されるものを除く。）	TA24

の調製品	の調製品	品目コード
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする動物性生産品（海棲動物、魚、甲殻類及び軟体動物に係るものに限る。）	本邦の区域に属さない海面を船積地域とする動物性生産品（海棲動物、魚、甲殻類及び軟体動物に係るものに限る。）	TA06
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海藻及びその調製品	本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海藻及びその調製品	TA07
輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物（同二の第1の表中同三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域に掲げるものを除く。）及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。）並びに同三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物及び植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	輸入公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物（同二の第1の表中同三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域に掲げるものを除く。）及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。）並びに同三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物及び植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	TA16
輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品	輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品	TA17
ダイヤモンド（関税率法（明治43年法律第54号）別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、リベリア及びコートジボワールを原産地又は船積地域とするもの及び輸入公表三の8の手続により輸入されるものを除く。）	ダイヤモンド（関税率法（明治43年法律第54号）別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、リベリア及びコートジボワールを原産地又は船積地域とするもの及び輸入公表三の8の手続により輸入されるものを除く。）	TA24

<輸入二の二承認品目>

品目	品目コード
ワシントン条約動物植物及びその派生物（はく製及び加工品）	WCS1
ワシントン条約動物植物及びその派生物（はく製及び加工品を除いたもの）	WCS2
機械類並びに武器及び銃砲並びにこれらの部分品及び附属品	M
医薬品	ME
火薬類	PLO

化学品等	CH
原子力関連貨物	AET
口蹄疫ワクチン	LV
全ての国又は地域（台湾を除く）を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	TA18
台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	TA26
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物（同条第4項第2号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に本国に輸入する者が積置する廃棄物を除く。）	TA19
全ての国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質	TA20

<輸入公表三の7の(2)、(3)、(4)及び(5)> (略)

<輸入公表三の7の(6)、(7)及び(8)> (略)

別紙8 割当方式

コード	割当方式名
W01	商社割当（実績割当）
W02	商社割当A（実績割当）
W05	需要者割当
W06	漁業者割当
W07	合弁割当
W08	再配分割当
W09	海外水産開発割当
W10	商社割当A.1
W11	商社割当A.2

別紙9～別紙10 (略)

<輸入公表三の7の(2)、(3)、(4)及び(5)> (略)

<輸入公表三の7の(6)、(7)及び(8)> (略)

別紙8 割当方式

コード	割当方式名
W01	商社割当（実績割当）
W02	商社割当A（実績割当）
W05	需要者割当
W06	漁業者割当
W07	合弁割当
W08	再配分割当
W09	海外水産開発割当

別紙9～別紙10 (略)

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸出注意事項 1 2 第 1 5 号
輸入注意事項 1 9 第 1 6 号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け輸出注意事項 1 2 第 1 5 号・輸入注意事項 1 2 第 8 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の
一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け輸出注意事項 1 2 第 1 5 号・輸入注意事項 1 2 第 8 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸出注意事項 1 4 第 4 4 号
輸入注意事項 1 9 第 1 7 号
経済産業省貿易経済協力局

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」（平成 1 5 年 8 月 2 7 日付け輸出注意事項 1 5 第 3 6 号・輸入注意事項 1 5 第 3 9 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」の一部改正について

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」（平成 1 5 年 8 月 2 7 日付け輸出注意事項 1 5 第 3 6 号・輸入注意事項 1 5 第 3 9 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」の一部を改正する規定新旧対照表
 (傍線部分が改正部分)

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて (平成15.08.18貿易局第2号・輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号)

改正後	現行
本文 (略) (別添) (略) 参考別紙1～参考別紙5 (略)	本文 (略) (別添) (略) 参考別紙1～参考別紙5 (略)
参考別紙6 輸入令第4条第1項第1号の輸入承認又は同項第2号の輸入承認 (全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)(「2の2号承認」という。)(金額により割当てられたもの又は承認されたもの) (略)	参考別紙6 輸入令第4条第1項第1号の輸入承認(金額により割当てられたもの) (略)
参考別紙7 輸入令第4条第1項第1号 輸入承認又は同項第2号の輸入承認 (全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)(「2の2号承認」という。)(数量により割当てられたもの又は承認されたもの) (略)	参考別紙7 輸入令第4条第1項第1号の輸入承認(数量により割当てられたもの) (略)
参考別紙8 輸入令第4条第1項第2号の輸入承認 (全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。)(「2号承認」という。)(金額により割当てられたもの) (略)	参考別紙8 輸入令第4条第1項第2号の輸入承認(金額により割当てられたもの) (略)
参考別紙9 輸入令第4条第1項第2号の輸入承認 (全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。)(「2号承認」という。)(金額により割当てられたもの) (略)	参考別紙9 輸入令第4条第1項第2号の輸入承認(金額により割当てられたもの) (略)
参考別紙10～参考別紙16 (略)	参考別紙10～参考別紙16 (略)

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 18 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成 10 年 3 月 4 日付け輸入注意事項 10 第 36 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部改正について

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成 10 年 3 月 4 日付け輸入注意事項 10 第 36 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

「輸入(承認・割当)申請書(T-2010)の記載要領及びその取扱い等について」の一部を改正する規定新旧対照表(傍線部分が改正部分)
○輸入(承認・割当)申請書(T-2010)の記載要領及びその取扱い等について(平成10.02.16貿易局第3号・輸入注意事項10第36号)

現 行	改 正 後
1・2 (略)	1・2 (略)
3 (略) (例) 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第4条第1項第1号又は第2号の規定による輸入の承認(以下「二号承認」という。)を申請する場合	3 (略) (例) 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第4条第1項第1号の規定による輸入の承認、同項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。)(「二号承認」という。) <u>又は同項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)(「二の二号承認」という。)を申請する場合</u>
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
4 (略) (1) (略) (2) 「商品名」欄には、次のように記載すること。 イ 上記3の(1)の申請の場合	4 (略) (1) (略) (2) 「商品名」欄には、次のように記載すること。 イ 上記3の(1)の申請の場合
(a) 輸入承認を申請しようとする貨物の具体的な名称を記載する。すなわち、 <u>関税率表又は輸入統計品目表(昭和62年大蔵省告示第94号「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める告示」に基づく輸入統計品目表をいう。)</u> の品名欄において個別に掲げられている品目に該当する貨物を輸入しようとする場合には、原則としてこれらの表の記載例にならって該当する個々の商品名を記載すれば足りるが、これらの表の品目欄において「その他のもの」、「その他これらに類するもの」、「有機化合物(他の品目に掲げるものを除く。)」等のように概括的な表で掲げられている品目に該当する貨物を輸入しようとする場合には、当該貨物の具体的な名称を記載する。ただし、当該品目に係る輸入注	(a) 輸入承認を申請しようとする貨物の具体的な名称を記載する。すなわち、 <u>関税率表又は輸入統計品目表(昭和62年大蔵省告示第94号「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める告示」に基づく輸入統計品目表をいう。以下同じ。)</u> の品名欄において個別に掲げられている品目に該当する貨物を輸入しようとする場合には、原則としてこれらの表の記載例にならって該当する個々の商品名を記載すれば足りるが、これらの表の品目欄において「その他のもの」、「その他これらに類するもの」、「有機化合物(他の品目に掲げるものを除く。)」等のように概括的な表で掲げられている品目に該当する貨物を輸入しようとする場合には、当該貨物の具体的な名称を記載する。ただし、当該品目に係る輸入注
(b) 上記(1)のイにより記載すべき「関税率表の番号等」が、輸入割当品目をも包含するものであって、これに該当しないときは、上記(a)により記載すべき商品名の後に輸入割当品目を除く旨かつこを付して注記するものとする。	(b) 上記(1)のイにより記載すべき「関税率表の番号等」が、輸入割当品目をも包含するものであって、これに該当しないときは、上記(a)により記載すべき商品名の後に輸入割当品目を除く旨かつこを付して注記するものとする。

(例) 機械類の場合 (Machinery) Shotgun

(削る)

(b) 輸入割当て品目については、輸入割当て証明書に記載された商品名のみを記載することとし、当該商品名のほかに商品名の細目等を記載してはならない。
(削る)

(削る)

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

輸入承認又は輸入割当てを受けようとする商品の具体的な名称を記載する。ただし、当該品目に係る輸入発表において申請書に記載すべき商品名が指定されている場合には、これによるものとする。また、輸入発表が大分類の品名で一括して行われるものについては、当該分類名を記載し、その下に申請品目の具体的な名称を記載する。商品名が多数の場合は、アタッチシートを添付し、申請者の割印を押すこと。

(3) 「型及び銘柄」欄には、次により記載すること

イ (略)

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

機械類のように、型及び銘柄を記載しなければ正確な商品を指定することが困難な場合にのみ記載する。また、「商品名」欄のスペースが不足する場合には、この欄を商品名欄の一部として記載して差し支えない。

(4)・(5) (略)

(6) 「数量及び単位(金額)」欄には、次により記載すること。

イ 上記3(1)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
数量により輸入割当てが行われる貨物については、「輸入割当て証明書に記載された数量単位」により申請数量を次の例により、当該事項の前後に接して※印を付して記載すること。

(例) (略)

(ロ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

金額により輸入割当てが行われる貨物については、申請金額を記載し、金額の表示は決済通貨建てで行い、1通貨単位未満の端数を記載する必要のある場合(米ドル換算額との関係で端数を切り捨てることが適当でない等の場合)には、1通貨単位未満二桁までを切り上げ計算により記載する。なお、決済通貨に二以上の通貨を併用する場合には、それぞれの通貨の内訳別に記載すること。

(c) 輸入割当て品目については、輸入割当て証明書に記載された商品名のみを記載することとし、当該商品名のほかに商品名の細目等を記載してはならない。

(d) 上記(1)のイにより記載すべき「関税率表の番号等」が「商品名」記載欄の品目のみならず、輸入公表により原産地又は船積地域に係る輸入の承認を受けなければならないときは、商品名の後に要2号承認品目を除く旨をかつこを付して注記するものとする。

(e) 前記の(b)及び(d)の両方に該当する場合においては、商品名の後に輸入割当て品目及び要2号承認品目を除く旨をかつこを付して注記するものとする。

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

輸入承認又は輸入割当てを受けようとする商品の具体的な名称を記載する。ただし、当該品目に係る輸入発表において申請書に記載すべき商品名が指定されている場合には、これによるものとする。また、機械類のように輸入発表が大分類の品名で一括して行われるものについては、次の例により当該分類名を記載し、その下に申請品目の具体的な名称を記載する。商品名が多数の場合は、アタッチシートを添付し、申請者の割印を押すこと。

(例) 機械類の場合 (Machinery) Shotgun

(3) 「型及び銘柄」欄には、次により記載すること

イ (略)

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

機械類のように、型及び銘柄を記載しなければ正確な商品を指定することが困難な場合にのみ記載する。また、「商品名」欄のスペースが不足する場合には、この欄を商品名欄の一部として記載して差し支えない。

(例) Remingto Model-870

(4)・(5) (略)

(6) 「数量及び単位(金額)」欄には、次により記載すること。

イ 上記3(1)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
数量により輸入割当てが行われる貨物については、「輸入割当て証明書に記載された数量」を次の例により、当該事項の前後に接して※印を付して記載すること。

(例) (略)

(ロ) 上記(イ)以外の貨物の申請の場合

数量により輸入割当てが行われる貨物以外の貨物については、申請金額を記載し、金額の表示は決済通貨建てで行い、1通貨単位未満の端数を記載する必要のある場合(米ドル換算額との関係で端数を切り捨てること適当でない等の場合)には、1通貨単位未満二桁までを切り上げ計算により記載する。なお、決済通貨に二以上の通貨を併用する場合には、それぞれの通貨の内訳別に記載すること。

金額の表示に当っては、USD 100.00、DME 50.25 のように1通貨単位未満の端数の下に(端数がない場合にも、0.0と記入の上)下線を付すること。

(例)

数量及び単位 (金額)	
CIF	GBP 82.18
FOB	DEM 800.00
FOB	USD 202.55

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の貨物の申請の場合

上記(イ)及び(ロ)以外の貨物については、申請数量を記載するものとし、数量単位は、別に定める場合を除き、輸入統計品目表に掲げる該当品目の数量単位により記載すること。

ロ 上記3の(2)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
数量により輸入割当てが行われる貨物については、当該貨物に係る輸入発表に定める数量単位により記載する。輸入発表に特に定めがない場合は、輸入統計品目表に掲げる該品目の数量単位により記載すること。

(ロ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

輸入発表において、金額により輸入割当てが行われるものとして定められた貨物について申請する場合には、当該貨物に係る輸入発表に定める通貨単位により金額を記載する。この場合、申請金額に1通貨単位未満の端数が生ずる場合には切り上げて記載すること。

ハ 上記3の(3)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

上記の(イ)に準じて記載すること。

(ロ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

上記の(ロ)に準じて記載すること。

(7) 「総額 (US\$)」欄には、次により記載すること。

イ 上記3の(1)の申請の場合

(削る)

(イ) 金額により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

a 金額により輸入割当てが行われる貨物について申請する場合には、米ドル単位で次の例により当該事項の前後に接して※印を付して記載すること。

金額の表示に当っては、\$ 100.00、DM 50.25 のように1通貨単位未満の端数の下に(端数がない場合にも、0.0と記入の上)下線を付すること。

(例)

数量及び単位 (金額)	
CIF	£ 82.18
FOB	FM 800.00
FOB	\$ 202.55

(新設)

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合
数量により輸入割当てが行われる貨物については、当該貨物に係る輸入発表に定める数量単位により記載する。輸入発表に特に定めがない場合は、輸入統計品目表(昭和62年大蔵省告示第94号)「輸出統計品目表」及び輸入統計品目表を定める告示に基づき輸入統計品目表をいう。)に掲げる該品目の数量単位により記載すること。

(ロ) 上記(イ)以外の貨物の申請の場合

輸入発表において、金額により輸入割当てが行われるものとして定められた貨物について申請する場合には、当該貨物に係る輸入発表に定める通貨単位により金額を記載する。この場合、申請金額に1通貨単位未満の端数が生ずる場合は、切り上げて記載すること。

(新設)

(7) 「総額 (US\$)」欄には、次により記載すること。

イ 上記3の(1)の申請の場合

(イ) 数量により輸入割当てが行われる貨物の申請の場合

記載を要しない。

(ロ) 上記(イ)以外の通貨の申請の場合

a 数量により輸入割当てが行われる貨物以外の貨物について申請する場合には、米ドル単位で次の例により当該事項の前後に接して※印を付して記載すること。

(例) (略)
 b～d (略)
 (新設)

ロ 上記3の(2)及び(3)の申請の場合
 記載を要しない。
 (新設)

(8)・(9) (略)

5 (略)

6 「3※銀行等又は郵政官署の記載欄」は、外国為替及び外国貿易法第17条第1項第3号の規定に基づく外国為替管理令第7条第4号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当する場合に限り、該当事項を次により記載すること。
 (1) (略)
 (2) 「銀行等又は郵政官署確認印」欄には、外国為替決済に関する証明銀行名等を記載し押印するものとするが、外貨預金勘定等を通じる方法により決済する場合であつて、証明銀行と貸記する外貨預金勘定等の置かれていた銀行が異なる場合には、次の例に従つて証明銀行が記載すること。
 (例) (略)

7 その他の記載事項
 (1) (略)
 ② 「Ⅲの輸入の承認」欄には、該当事項を次により記載すること。
 イ ※承認番号
 (イ) (略)
 (ロ) 本省において承認を行う場合
 (例) (略)
 (注) 「輸入制度別の記号」は「承認」のうち、輸入割当品のみ「IQ」と記載するものとする。
 「承認課・室記号」は別表第1によること。
 (略)
 ロ・ハ (略)

(例) (略)
 b～d (略)
 (ロ) 上記(イ)以外の貨物の申請の場合
 記載を要しない。

ロ 上記3の(2)の申請の場合
 記載を要しない。

ハ 上記3の(3)の申請の場合
 (イ) 金額により輸入割当が行われる貨物の申請の場合
 上記イの(イ)に準じて記載すること。
 (ロ) 上記(イ)以外の貨物の申請の場合
 記載を要しない。
 (8)・(9) (略)

5 (略)

6 「3※銀行等の記載欄」は、外国為替及び外国貿易法第17条第1項第3号の規定に基づく外国為替管理令第7条第4号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当する場合に限り、該当事項を次により記載すること。
 (1) (略)
 (2) 「銀行等確認印」欄には、外国為替決済に関する証明銀行名等を記載し押印するものとするが、外貨預金勘定等を通じる方法により決済する場合であつて、証明銀行と貸記する外貨預金勘定等の置かれていた銀行が異なる場合には、次の例に従つて証明銀行が記載すること。
 (例) (略)

7 その他の記載事項
 (1) (略)
 (2) 「Ⅲの輸入の承認」欄には、該当事項を次により記載すること。
 イ ※承認番号
 (イ) (略)
 (ロ) 本省において承認を行う場合
 (例) (略)
 (注) 「輸入制度別の記号」は「承認」のうち、輸入割当品のみ「IQ」と記載するものとする。
 「承認課・室記号」は別表によること。
 (略)
 ロ・ハ (略)

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 19 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入承認の内容変更について」（平成 12 年 3 月 31 日付け輸入注意事項 12 第 21 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「輸入承認の内容変更について」の一部改正について

「輸入承認の内容変更について」（平成 12 年 3 月 31 日付け輸入注意事項 12 第 21 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

「輸入承認の内容変更について」の一部を改正する規定新旧対照表 (傍線部分が改正部分)
○輸入承認の内容変更について (平成12.03.27貿易第2号・輸入注意事項12第21号)

改正後	現行
<p>1 書面申請手続</p> <p>(1) 経済産業大臣が承認した輸入承認証 (輸入貿易管理令 (昭和24年政令第414号。以下「令」という。)) 第4条第1項第2号の規定による承認 (二号承認又は二の二号承認) に該当する場合を除く。) の内容変更</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、経済産業局、通商事務局又は沖繩総合事務局 (略)</p> <p>2 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続等</p> <p>(1) 申請手続 輸入貿易管理規則 (昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)) 第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機 (以下「専用電子計算機」という。)) に備えられたファイルから入手可能な当該承認に係る「輸入承認内容訂正申請様式」又は「輸入2号承認内容訂正申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する者の使用に係る入出力装置 (以下「特定入出力装置」という。)) から入力すること。</p> <p>(2) 受付窓口 当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、経済産業局、通商事務局若しくは沖繩総合事務局 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 添付書類 ① (略)</p> <p>② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号 (電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)) の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類 (以下「原本証明書」という。))</p>	<p>1 書面申請手続</p> <p>(1) 経済産業大臣が承認した輸入承認証 (輸入貿易管理令 (昭和24年政令第414号。以下「令」という。)) 第4条第1項第2号に該当する場合を除く。) 又は平成10年3月31日以前に外国為替公認銀行が承認した輸入承認証の内容変更</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、経済産業局、通商事務局又は沖繩総合事務局 (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>2 輸入貿易管理規則 (昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)) に規定する電子情報処理組織を使用した申請の手続等 (以下「電子申請」という。))</p> <p>(1) 申請手続 電子申請に係る電子情報処理組織を使用して規則第2条の2に規定する電子計算機 (以下「専用電子計算機」という。)) に備えられたファイルから入手可能な当該承認に係る「輸入承認内容訂正申請様式」又は「輸入2号承認内容訂正申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する入出力装置 (以下「特定入出力装置」という。)) から入力すること。</p> <p>(2) 受付窓口 当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、経済産業局、通商事務局又は沖繩総合事務局 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 添付書類 ① (略)</p> <p>② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号 (電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)) の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類 (以下「原本証明書」という。))</p> <p>③ (略)</p>

- ③ (略)
- ④ 上記書類のスキャナ等により取り取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑤ (略)
- ⑥ 電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、5MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑦・⑧ (略)
- (5)～(7) (略)

- ③ (略)
- ④ 上記書類のスキャナ等により取り取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑤ (略)
- ⑥ 電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、1.0MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑦・⑧ (略)
- (5)～(7) (略)

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 20 号
経済産業省貿易経済協力局

「核燃料物質について講じられる防護措置の確認について」（昭和 63 年 11 月 24 日付け輸入注意事項 63 第 39 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「核燃料物質について講じられる防護措置の確認について」の一部
改正について

「核燃料物質について講じられる防護措置の確認について」（昭和 63 年 11 月 24 日付け輸入注意事項 63 第 39 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

「核燃料物質について講じられる防護措置の確認について」の一部を改正する規定新旧対照表（傍線部分が改正部分）
○核燃料物質について講じられる防護措置の確認について（63貿易法第292号・輸入注意事項63第39号）

改正後	現行
<p>「核物質の防護に関する条約」が昭和63年11月27日に我が国について効力を生じることに伴い、核燃料物質の輸入の承認に当たり、外国為替及び外国貿易法第67条第1項の規定により、当該核燃料物質の搬出する前に下記により資源エネルギー庁長官の承認を受けたい。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>[別紙様式]</p> <p>核燃料物質について講じられる防護措置に関する確認申請書</p> <p>資源エネルギー庁長官 殿</p> <p>申請者名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____</p> <p>記名押印 _____ 又は署名 _____</p> <p>資 格 _____ 申請年月日 _____</p> <p>※確認番号 _____ ※確認日付 _____</p> <p>次の輸入の承認に係る核燃料物質について講じられる防護措置の確認を申請します。</p> <p>輸入の承認の内容 (略)</p> <p>上記の輸入の承認に係る核燃料物質について講じられる防護措置を確認する。</p>	<p>「核物質の防護に関する条約」が昭和63年11月27日に我が国について効力を生じることに伴い、核燃料物質の輸入割当て又は輸入の承認に当たり、外国為替及び外国貿易法第67条第1項又は輸入貿易管理令第111条第1項の規定により、当該核燃料物質について講じられる防護措置について資源エネルギー庁長官の承認を受けたい。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>[別紙様式]</p> <p>核燃料物質について講じられる防護措置に関する確認申請書</p> <p>資源エネルギー庁長官 殿</p> <p>申請者名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____</p> <p>記名押印 _____ 又は署名 _____</p> <p>資 格 _____ 申請年月日 _____</p> <p>※確認番号 _____ ※確認日付 _____</p> <p>次の輸入割当て又は輸入の承認に係る核燃料物質について講じられる防護措置の確認を申請します。</p> <p>輸入割当て又は輸入の承認の内容 (略)</p> <p>上記の輸入割当て又は輸入の承認に係る核燃料物質について講じられる防護措置を確認する。</p>

※確認数量 _____

資源エネルギー庁長官の記名押印
資 格 _____
記名押印 _____

を承認する。

※確認数量 _____

資源エネルギー庁長官の記名押印
資 格 _____
記名押印 _____

経 済 産 業 省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 21 号
経済産業省貿易経済協力局

「特殊事由による貨物の輸入について」（昭和 55 年 12 月 11 日付け輸入注意事項 55 第 90 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「特殊事由による貨物の輸入について」の一部改正について

「特殊事由による貨物の輸入について」（昭和 55 年 12 月 11 日付け輸入注意事項 55 第 90 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

「特殊事由による貨物の輸入について」の一部を改正する規定新旧対照表 (傍線部分が改正部分)

○特殊事由による貨物の輸入について (輸入注意事項 5 第 9 0 号)

改正後	現行																								
<p>2 書面申請手続 (1) 申請先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室</p> <p>3 輸入貿易管理規則第 2 条の 2 に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続等 (1) (略) (2) 申請手続 輸入貿易管理規則 (昭和 24 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。) 第 2 条の 2 規定する経済産業省の使用に係る電子計算機 (以下「専用電子計算機」という。) に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第 2 条第 4 項に規定する者の使用に係る入出力装置 (以下「特定入出力装置」という。) から入力して下さい。 (3)・(4) (略) (5) 品目コード 農水産室割当品目</p> <table border="1" data-bbox="874 1261 1018 1966"> <tr><td>品目</td><td>品目コード</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>こんぶ調製品</td><td>SPT</td></tr> </table>	品目	品目コード	(略)	(略)	こんぶ調製品	SPT	<p>2 書面申請手続 (1) 申請先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</p> <p>3 「輸入貿易管理規則 (昭和 24 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。) に規定する電子情報処理組織を利用した申請の手続等 (以下「電子申請」という。)」 (1) (略) (2) 申請手続 電子情報処理組織を使用して規則第 2 条の 2 規定する電子計算機 (以下「専用電子計算機」という。) に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第 2 条第 4 項に規定する入出力装置 (以下「特定入出力装置」という。) から入力して下さい。 (3)・(4) (略) (5) 品目コード 農水産室割当品目</p> <table border="1" data-bbox="866 320 1054 1032"> <tr><td>品目</td><td>品目コード</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>こんぶ調製品</td><td>SPT</td></tr> <tr><td>口蹄疫ワクチン</td><td>LV</td></tr> </table> <p>貿易審査課割当品目</p> <table border="1" data-bbox="1110 320 1369 1032"> <tr><td>機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</td><td>M</td></tr> <tr><td>医薬品類</td><td>ME</td></tr> <tr><td>火薬類</td><td>PLO</td></tr> <tr><td>化学品等</td><td>CH</td></tr> <tr><td>原子力関連貨物</td><td>AET</td></tr> </table>	品目	品目コード	(略)	(略)	こんぶ調製品	SPT	口蹄疫ワクチン	LV	機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	M	医薬品類	ME	火薬類	PLO	化学品等	CH	原子力関連貨物	AET
品目	品目コード																								
(略)	(略)																								
こんぶ調製品	SPT																								
品目	品目コード																								
(略)	(略)																								
こんぶ調製品	SPT																								
口蹄疫ワクチン	LV																								
機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	M																								
医薬品類	ME																								
火薬類	PLO																								
化学品等	CH																								
原子力関連貨物	AET																								

(削る)

<p>(6) 受付窓口 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課水産室</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出して下さい。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、10MB程度とします。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出して下さい。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>(6) 受付窓口 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出して下さい。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、5MB程度とします。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出して下さい。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>(9)・(10) (略)</p>
--	--

経済産業省

平成 19・02・27 貿局第 3 号
輸入注意事項 19 第 22 号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和 55 年 11 月 28 日付け輸入注意事項 55 第 76 号）の一部を改正する規定を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改正について

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和 55 年 11 月 28 日付け輸入注意事項 55 第 76 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規定新旧対照表 (傍線部分が改正部分)

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について (輸入注意事項 5 第 7 6 号)

改正後	現行
<p>1 対象品目 輸入公表二の表の第 1 及び第 2 に掲げる貨物</p> <p>2 書面申請手続 (1) 提出書類 (イ)～(リ) (略) (ヌ) リベリア及びコートジボワールを原産地又は船積地域とするものを除くダイアモンドに係る申請の場合には、キンバリー・プロセス証明書の写し、1 イヤモンドに係る申請の場合には、キンバリー・プロセス証明書の写し、1 通(ただし、キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国から輸入するものであって、平成 15 年 1 月 10 日から平成 1 5 年 1 月 3 1 日の間に船積されたものについては、当該国政府が発行する “Government Letter of Comfort” (当該国政府のレターヘッドに “The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kimberley Process Certification Scheme for rough diamonds” と記載されているものに限る。)) の写し 1 通)</p> <p>(ル)・(ヲ) (略) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(ワ) 輸入公表三の 9 の (6) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐるに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1 通 (カ) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めること</p>	<p>(新設)</p> <p>1 書面申請手続 (1) 提出書類 (イ)～(リ) (略) (ヌ) リベリアを原産地又は船積地域とするものを除くダイアモンドに係る申請の場合には、キンバリー・プロセス証明書の写し、1 通(ただし、キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国から輸入するものであって、平成 15 年 1 月 10 日から平成 1 5 年 1 月 3 1 日の間に船積されたものについては、当該国政府が発行する “Government Letter of Comfort” (当該国政府のレターヘッドに “The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kimberley Process Certification Scheme for rough diamonds” と記載されているものに限る。)) の写し 1 通)</p> <p>(ル)・(ヲ) (略) (ワ) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に係る場合は、平成 5 年 1 2 月 1 4 日付け輸入注意事項 5 第 1 5 号 (特定有害廃棄物等の輸入の承認について) 又は平成 1 8 年 3 月 2 7 日付け輸入注意事項 1 8 第 9 号 (台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について) に定める提出書類 (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物に係る場合は、平成 5 年 1 2 月 1 4 日付け輸入注意事項 5 第 1 6 号 (廃棄物の輸入の承認について) に定める提出書類 (ヨ) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する特定物質に係る申請の場合には、平成 7 年 5 月 2 日付け輸入注意事項 7 第 3 2 号に定める提出書類 (タ) 輸入公表三の 9 の (6) に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐるに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1 通 (レ) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めること</p>

がある。
(注) (二) の契約書の原本は返還します。

- (2) 提出先
(イ) (略)
(ロ) さげ及びびます並びにこれらの調製品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(特殊事由・有害廃棄物等貿易審査
班)

(ハ) ダイヤモンドに係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(ニ) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(ホ) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる
製品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
(削る)

(削る)

(削る)

(ヘ) くらまぐる、みなみまぐる並びにめばちまぐる及びその調製品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(ト) 上記以外の貨物に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3)・(4) (略)

(5) 特定輸入承認
外国人漁業の規制に関する法律施行令(昭和42年政令第325号)第2条
及び第3条第1号に規定する特定輸入承認を受ける場合には、2の規定
にかかわらず、2の(1)の(ロ)の申請理由書は別紙2の様式によるものと
し、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。
この場合において、輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次の例

がある。
(注) (二) の契約書の原本は返還します。

- (2) 提出先
(イ) (略)
(ロ) さげ及びびます並びにこれらの調製品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(特殊事由・有害廃棄物等貿易審査
班)
(ハ) 石油及び石油製品並びにダイヤモンドに係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(原子力・ダイヤモンド原石等貿易
審査班)

(ニ) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(野生動植物貿易審査班)

(ホ) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる
製品に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(化学品・医薬品貿易審査班)
(ヘ) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する
特定有害廃棄物等に係る申請

平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号(特定有害廃棄物等
の輸入の承認について)又は平成18年3月27日付け輸入注意事項18第9
号(台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について)に定め
る提出先

(ト) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物に係る
申請
平成5年12月14日付け輸入注意事項5第16号(廃棄物の輸入承認
について)に定める提出先

(チ) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定す
る特定物質に係る申請
平成7年5月2日付け輸入注意事項7第32号に定める提出先

(リ) くらまぐる、みなみまぐる並びにめばちまぐる及びその調製品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(ヌ) 上記以外の貨物に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3)・(4) (略)

(5) 特定輸入承認

外国人漁業の規制に関する法律施行令(昭和42年政令第325号)第2条
及び第3条第1号に規定する特定輸入承認を受ける場合には、1の規定
にかかわらず、1の(1)の(ロ)の申請理由書は別紙2の様式によるものと
し、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。

この場合において、2の輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次

により記載するものとする。

なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理課であって当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。

(例) (略)

3. 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続等

(1) (略)

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入二号承認申請様式」(輸入割当品目に係る特定輸入承認申請について「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。

(3)・(4) (略)

(5) 品目コード

品目	品目コード
(略)	(略)
公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を 除く国又は地域を船積地域とするモン トリアル議定書附属書Dに掲げる製 品	TA17
ダイヤモン(関税定率法(明治43年法 律第54号)別表第71号及び第7102・10 号、第7120・21号及び第7102・ 31号に掲げる貨物に該当するもの。た だし、リベリア及びコートジボワールを 原産地又は船積地域とするもの及び公表 三の8の(10)の手続により輸入される ものを除く。)	TA24

の例により記載するものとする。

なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理課であって当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。

(例) (略)

2. 輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)に規定する電子情報処理組織を利用した申請の手続等(以下「電子申請」という。)

(1) (略)

(2) 申請手続

電子情報処理組織を使用して規則第2条の2規定する電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入二号承認申請様式」(輸入割当品目に係る特定輸入承認申請について「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。

(3)・(4) (略)

(5) 品目コード

品目	品目コード
(略)	(略)
公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を 除く国又は地域を船積地域とするモン トリアル議定書附属書Dに掲げる製 品	TA17
全ての国又は地域を船積地域とする特定有 害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等	TA18
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 第1項に規定する廃棄物(同条第4項第2 号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生 ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯 する廃棄物を除く。)	TA19
全ての国又は地域を船積地域とする化学兵 器の禁止及び特定物質の規制等に関する法 律第2条第3項に規定する特定物質	TA20

ダイヤモンド(関税込率法(明治43年法律第54号)別表第71号及び第7102・10号、第7120・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、リベリアを原産地又は船積地域とするもの及び輸入公表第3号の7の手続により輸入されるものを除く。)

(6) 受付窓口

- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) くらまぐる、みなまぐる並びにめばちまぐる及びその調製品に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) (略)

(8) 添付書類

- (イ) 1の(1)の(ロ)及び(ニ)から(ダ)までに同じ。
- (ロ) 特定輸入承認に係る申請の場合における1の(1)の(ロ)の申請理由書は、2の規定にかかわらず、別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類
- (ハ) 平成12年3月31日付け輸入注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)

(ニ) (略)

- (ホ) 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要すること。

(ヘ) (略)

- (ト) 電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、5MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口^(イ)に郵送または提出すること。

(チ)・(リ) (略)

(9)・(10)

- (11) 電子申請における対象外手続
- (イ) リベリアを原産地又は船積地域とするダイヤモンドに係る承認申請
- (ロ) 無償の貨物に係る承認申請

(6) 受付窓口

- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) くらまぐる、みなまぐる並びにめばちまぐる、さげ、ます及びその調製品に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(7) (略)

(8) 添付書類

- (イ) 2の(1)の(ロ)及び(ニ)から(ワ)までに同じ。
- (ロ) 特定輸入承認に係る申請の場合における2の(1)の(ロ)の申請理由書は、2の規定にかかわらず、別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類
- (ハ) 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)

(ニ) (略)

- (ホ) 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要すること。

(ヘ) (略)

- (ト) 電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口^(イ)に郵送または提出すること。

(チ)・(リ) (略)

(9)・(10)

- (11) 電子申請における対象外手続
- (イ) リベリア及びコートジボワールを原産地又は船積地域とするダイヤモンドに係る承認申請
- (ロ) 無償の貨物に係る承認申請(規則第5条に基づき税関長に権限を委任しているものに限る。)

(3) (略)

(3) (略)

経 済 産 業 省

輸 入 発 表 第 3 0 号
平 成 19・02・28 貿 第 3 号
平 成 1 8 年 3 月 6 日
経 済 産 業 省

「輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の
輸入割当て」の一部改正について

「輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て」
（平成12年3月31日付け平成12・03・27貿第1号輸入発表第34号）の一部を
別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成19年4月1日から施行します。

「輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て」の一部を改正する規定新旧対照表（傍線部分が改正部分）
 ○輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て（平成12.03.27貿第1号・輸入発表第34号）

改正後	現行																				
<p>1 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 ① (略) ② ①以外の場合 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易審査課農水産室 (3) (略)</p> <p>2 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続等 (1) (略) (2) 申請手続 輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。 (3)・(4) (略) (5) 品目コード</p> <p>農水産室割当品目</p> <table border="1" data-bbox="1021 1254 1181 2016"> <tr><td>品目</td><td>品目コード</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>こんぶ調製品</td><td>SPT</td></tr> </table> <p>貿易審査課割当品目</p> <table border="1" data-bbox="1356 1254 1436 2016"> <tr><td>HCF C</td><td>HCF C</td></tr> </table>	品目	品目コード	(略)	(略)	こんぶ調製品	SPT	HCF C	HCF C	<p>1 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 ① (略) ② ①以外の場合 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(特殊事由・有害廃棄物等貿易審査班) (3) (略)</p> <p>2 輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)に規定する電子情報処理組織を利用した申請の手続等(以下「電子申請」という。) (1) (略) (2) 申請手続 規則第2条の2規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。 (3)・(4) (略) (5) 品目コード</p> <p>農水産室割当品目</p> <table border="1" data-bbox="1005 246 1292 1008"> <tr><td>品目</td><td>品目コード</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>こんぶ調製品</td><td>SPT</td></tr> <tr><td>ワシントン条約動植物及びその派生物(はく製及び加工品を除いたもの)</td><td>WCS 2</td></tr> <tr><td>口蹄疫ワクチン</td><td>LV</td></tr> </table> <p>貿易審査課割当品目</p> <table border="1" data-bbox="1340 246 1436 1008"> <tr><td>ワシントン条約動植物及びその派生物(はく製及び加工品)</td><td>WCS 1</td></tr> </table>	品目	品目コード	(略)	(略)	こんぶ調製品	SPT	ワシントン条約動植物及びその派生物(はく製及び加工品を除いたもの)	WCS 2	口蹄疫ワクチン	LV	ワシントン条約動植物及びその派生物(はく製及び加工品)	WCS 1
品目	品目コード																				
(略)	(略)																				
こんぶ調製品	SPT																				
HCF C	HCF C																				
品目	品目コード																				
(略)	(略)																				
こんぶ調製品	SPT																				
ワシントン条約動植物及びその派生物(はく製及び加工品を除いたもの)	WCS 2																				
口蹄疫ワクチン	LV																				
ワシントン条約動植物及びその派生物(はく製及び加工品)	WCS 1																				

臭化メチル	MB
CFC	CFC

- (6)・(7) (略)
- (8) 添付書類
- ① (略)
- ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)
- ③ (略)
- ④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑤～⑧ (略)
- (9) (略)

機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び付属品	M
医薬品類	ME
火薬類	PLO
HCF C	HCF C
臭化メチル	MB
CFC	CFC
化学品等	CH
原子力関連貨物	AET

- (6)・(7) (略)
- (8) 添付書類
- ① (略)
- ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)
- ③ (略)
- ④ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑤～⑧ (略)
- (9) (略)

経済産業省

平成 19・02・28 貿第 1 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入貿易管理規則及び輸入公表の一部改正に伴う経過措置等について」を別紙のとおり公示する。

平成 19 年 3 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

輸入貿易管理規則及び輸入公表等の一部改正に伴う経過措置等について

輸入貿易管理規則（以下「規則」という。）及び輸入公表の一部改正に伴う輸入承認証及び輸入割当証明書の取扱いについては、下記によることとし、平成19年4月1日から実施します。

なお、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第35号（輸入貿易管理令及び輸入貿易管理規則等の一部改正に伴う経過措置等について）は、平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 輸入承認証等の取扱い

平成19年3月31日以前に交付を受けた輸入承認証又は輸入割当証明書（輸入貿易管理令（以下「令」という。）第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）（以下「二の二号承認」という。）を要する貨物となったものに限る。以下2及び3において同じ。）については、平成19年4月1日以降も従前のおりの取扱いとします。

2 輸入承認証等の内容訂正等の取扱い

平成19年3月31日以前に交付を受けた輸入承認証又は輸入割当証明書の内容変更、有効期間の延長若しくは再交付の手続きについては、平成19年4月1日以降も従前のおりの取扱いとします。

3 輸入承認申請書等の取扱いについて

平成19年3月31日以前に輸入承認申請書又は輸入割当申請書が申請窓口において受理されている場合については、平成19年4月1日以降も従前のおりの取扱いとします。

4 輸入承認申請書の提出先について

平成19年4月1日以降、輸入承認申請書の申請窓口は以下のとおりです。

(1) 令第4条第1項第1号に基づく輸入承認申請書（輸入公表の一の表の第1及び第2に掲げる貨物の輸入に係る承認申請）

① ぶり・さんま・貝柱及び煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、たらの卵、いか、水産物、にしん、すけそうだら、干しするめ、こんぶ調製品、干しのり、無糖味付けのり、のりの調製品、ぼら干しのりのあおのり及びひとえぐさ、こんぶ

経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局の各輸入担当課・室

② 上記①以外の輸入割当品目（HCFC、臭化メチル）

本省の輸入割当担当課

③ 無償の貨物に係る輸入承認申請書

税関

- (2) 令第4条第1項第2号に基づく輸入承認申請書（輸入公表の二の表の第1及び第2に掲げる貨物の輸入に係る承認（二号承認））

昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号（貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について）による提出先

- (3) 令第4条第1項第2号に基づく輸入承認申請書（輸入公表の二の二の表の第1及び第2に掲げる貨物の輸入に係る承認（二の二号承認））

本省の輸入承認担当課

(注) 上記(3)に規定する二の二号承認を要する貨物については、令第9条第1項に基づく輸入割当てを受ける必要はなくなります。

経 済 産 業 省

平成19・02・27貿局第3号
輸入注意事項19第23号
経済産業省貿易経済協力局

下記に掲げる輸入注意事項については、平成19年3月31日限りで廃止します。

平成19年3月6日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

輸入注意事項の廃止について

下記に掲げる輸入注意事項については、平成19年3月31日限りで廃止します。

記

- 平成2年8月24日付け輸入注意事項2第21号（向精神薬等の取扱いについて）
- 平成4年7月27日付け輸入注意事項4第17号（麻薬又は向精神薬の原材料の取扱いについて）
- 平成13年12月7日付け輸入注意事項13第51号（麻薬及び麻薬向精神薬原料の取扱いについて）
- 平成15年9月12日付け輸入注意事項15第40号（麻薬の取扱いについて）